

Title	河越氏と源義経
Sub Title	
Author	中島, 竊(Nakajima, Sho)
Publisher	三田史学会
Publication year	1927
Jtitle	史学 Vol.6, No.1 (1927. 3) ,p.69- 89
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19270300-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

河越氏と源義經

古人言へることあり、子は誠に齊人なり、管仲晏子を知れるのみと、余は武藏人なり、所説武藏の範圍を出でずとはあらねど、兎角も里の知れる事をのみ云ふも亦自然の勢にて、是亦人情の常なるべし。さて傍人の嘲をも顧みず、今又更に此説あり、覽者暫く笑を忍びて、幸に一瞥を借し玉へ。余は前に安達氏は武藏に於ける二流以下の家系にて、第一流は河越氏なる由を云へり。然るに鎌倉時代に在ては、安達氏反て顯はれ、河越氏は更に聞ゆる事なく、同じ秩父の流にも、畠山氏こそ世には知られたれ、河越氏は殆ど何の知らるゝ所も無きに、かく言ひ切れるをば、必ず怪む人もありぬべし。さては其説無くては協ふ可らず、是余が更に此説ある所以、請ふ少しく餘閑を與へて其説を終へしめよ。

河越は人も知る如く入間郡の地、往古は所謂る武藏野八百里と歌はれし中心地方なり。されど國府を去る事（當時の國府は今の府中なり）さしも遠からねば、中世以降早く開けて、秩父權守が嫡系なる河越氏、世々此地に住み着きて、遂に地を以て氏とし、河越氏と稱し、其支族各地に分據し、又各其地を

以て氏とす、畠山江戸豊島葛西小田稻毛榛谷の類皆是なり、總て併せて秩父家と云ひ、武藏の望族にして、關東八平氏の一なり、國人崇敬して之を高家と稱し、七黨の上に位せり。

かく説き來りし余は、勢是に於て河越氏の、畠山以下諸氏の本宗たりし事實を證明する所無かる可らず、さて先づ左の諸證文を擧げん。吾妻鏡治承四年八月廿六日に、重頼於秩父家、雖爲次男家、相繼家督と云へ

り、重頼は河越太郎なり、此文に據れば、此人秩父權守が、次男の家筋にて、(長男の家筋は畠山などなるべし)、此人の祖先は嫡出として、次男ながら家督を相續し、子孫世々秩父家の總領即ち本宗たりし事

を知るべし。又源平盛衰記義經行家に出云々事に、武藏國住人河越太郎并一男小太郎誅セラレケリ、是ハ故秩父權守

ガ次男ノ子ゾカシとあるも、太郎は即ち重頼、小太郎は其子重房にて、次男の子と云へる、少し何如し

くは聞ゆれど、猶吾妻鏡と同意にて、次男の子孫ぞかすと云ふ意を、大まかに子ぞかすと云ひし者と思

はれ、父子兩人を併て一氣に子ぞかすと云へる、決して河越太郎直に次男の子といふ意には非ずと知ら

れたり。此處次男の子孫といふ事、必しも云ふべき用もなきに、殊にかく云ひしは、此家次男の系なが

ら、家督を相續せる家なれば、取り立て、かく云ひし者とぞ覺ゆる。更に一方河越氏に立ち並ぶ畠山氏

の事を記せる文を見るに、長門本平家物語小坪合戦段に、武藏國住人秩父餘流畠山庄司重能次郎重忠、生年

十七歲、軍ニ逢事、今日ゾ始云々、源平盛衰記義經院參事に、武藏國住人秩父末流畠山庄司重能ガ一男次郎

重忠、生年二十一ト名乘(長門本平家物語には、武藏國住人秩父末葉畠山重忠とあり、又盛衰記に武藏

國住人秩父ノ流畠山庄司次郎重忠也と云へる文もあり、餘流（流）末流（末葉）何れも其流派とは知らるれど、一も嫡統らしく云へる者無き、是其本宗ならぬ事知るべきなり。かく名聲高き畠山氏すら本宗ならぬからには、畠山氏より分れし江戸豊島其他末々の輩は、固より本家争ひの中に入るべき資格なき者なり。さて河越氏を宗家とすればにや、又源平盛衰記衣笠合戦事に、二十九日早朝、河越又太郎、江戸太郎、畠山庄司次郎等ヲ大將トシテ云々の文あり、此軍は前日小坪合戦に、重忠が敗北に因て同族なる河越江戸を語らひ仕返しに往きし者なれば、重忠を主とすべきに、さはなくて河越を總大將として、第一に推し立て往きしは、是自から本支の別と知られたり。

かくて又秩父族の高家と云はれし事は、源平盛衰記源平合戦事に、高家ニハ秩父足別三浦鎌倉武田吉田、黨ニハ小澤横山兒玉黨、猪股野與山口ノ者共云々と云ひ、黨と高家とを判然區別し、秩父を高家とす。

但秩父郡に秩父氏無く、武藏國に秩父權守の子孫なる秩父家あり、されば單に秩父と云へるも、一氏を指せしにはあらで、秩父族を總稱して云ひ、河越も畠山も其他も其中に皆籠れる文なるべし。唯若し強ひて一氏を指せりとせば、其は必河越氏を以て之に充つべく、源平盛衰記の文には、慥に河越氏を指して秩父と云ひたりと知らるゝ文あり。足利又太郎宇治川先陣の條に、此文長ければ、全文を引かず、大意を採る。昔足利と秩父と争論の事あり、足利の兵は二手に分れ、追手は古河、高野の渡より、搦手は長井の渡より向ひ、搦手をば上野の新田入道を語らひたるに、新田入道、坂東太郎を馬にて渡せる事を

記せり。此秩父とは何氏を指したるか、頗る疑問なれども、余を以て之を言へば、河越氏なりと云ふに躊躇せず。何とならば、追手は敵の正面に向ふ者、搦手は敵の背後に廻はる者、されば古河高野は、自然敵の正面に向ふ道すがら、長井は背後に廻る方角ならざるを得ず、因て實地に就て之を地理に考ふるに、古河高野は皆當時下總の地、(後世利根河道の變遷に因て高野は武藏に入り、維新以前迄は此邊一帯を新武藏と稱す、今の埼玉縣北葛飾の地、高野は昔奥羽街道の本道にして、上下二村に分れ、上高野は北、幸手宿に接し、下高野は南、杉戸宿に接す、杉戸は古の杉の渡、盛衰記別本に高野の渡を、杉の渡に作れるも、其故無きに非ず) 足利より渡瀬川に沿て南に向ひ、古河の渡を渡て、下總に入り、古河よりは利根川に沿て又南行し、高野に至り、更に利根を渡て武藏に入る、是源平時代頃の道筋なり。(今の利根河道は、其後の變遷にて、栗橋に於て利根川を渡る事となりたれど、古利根川は武總兩國の界を流れ、新河道とは驚くばかりの相違なり、此は武藏人に非れば、知るもの稀なり、高野の地は、古利根川の東岸に在り、徳川氏時代の、所謂日光御社參道として、岩槻城より古河城に通する半途に在り、古利根川を渡て往來す。猶古の高野より武藏に入れる遺意を存せり) 是より西南に向ひ、鬼窪を經(今東北本線沿線白岡驛附近一帶) 大宮に至り、猶西南行すれば、自然川越に達す、之を敵の正面に向ふ道とする時は、足利兵の向ひし所の敵は、川越に在りし事知るべく、所謂秩父の河越氏なりし事云ふ迄も無かるべし。又搦手の長井の渡より觀るにも、亦同じ結論に達すべく、上野の新田郡より武藏に入るに

は、(大略今の群馬縣太田より西南埼玉縣熊ヶ谷に通する縣道筋と同かるべし)必渡船場あり、其邊古戸村と云ふ地あり、古戸は古船戸フルフナトの義なり、(關東語は渡船場を船戸と云ひ、河岸地に某戸と云へるは皆古の渡船場なり、千葉縣の松戸は、古の松の渡、埼玉郡の杉戸は、杉の渡なるが如し、此外綾瀨川の沿邊に榎戸、サイカチド槐戸など云ふ地名あるは、皆其的例にて、松杉榎槐など云へるは、恐らく其邊に在る目標となるべき樹木を以て名とせしならん、古戸村は本來邑樂郡の地なれど、最も郡の北端に在りて新田郡に斗入したれば、今之を新田郡に編入せりといふ)其對岸は武藏國幡羅郡長井庄に當れば、是古の長井の渡なるべしと云へり。之を新田入道の向ひし搦手なりとせば、其向ふ所は熊ヶ谷邊に在り、自然敵は熊ヶ谷以南に在るべき事明かにして、川越の搦手に廻る者と解するを至當とす。若し然らずして、畠山氏を敵とすなど、解せば、非常の方角違ひにして、畠山は男衾郡の地、熊ヶ谷より更に西北に在り、(今大里郡に合併)さては此手こを追手にして、搦手とはいふべくもあらず。將又追手の勢は何の敵を攻めんとて、遠く敷十里の道を空しく跋渉するにや、殆ど解すべからず。當時秩父族の分布は、武藏の中央部入間郡に、本宗なる河越氏あり、東に江戸豊島二氏あり、西に畠山氏あり。東西の間は二十里を隔てたり、足利氏の敵とする所は、畠山氏に非ざる事既に明なり、若し又江戸豊島を敵とすとせば、新田入道の搦手は、十餘里の北に在り、二階から目薬の類、何の用にかなるべき、是又目指す敵に非りし事知るべし。されば足利氏の所謂る秩父は、河越氏なりし事、地理の上より觀て、動かす可らず。且つ河越氏

は秩父家の本宗なれば、秩父家を代表して、之を秩父と謂はるべき道理あり。

然るに又河越を外にして秩父を云へる文あり、其は保元物語官軍勢沙事に、武藏ニハ云々、高家ニ河越、師

岡、秩父武者と云へる是なり、されど事實は河越氏は、秩父族の本家にして秩父族以外に河越氏無し。

されば其實此文は、河越氏を秩父より取り離して、其族に非ずとせるには非ず。河越氏は、秩父族中殊に拔群の家なれば、之を取立て、別にし、さて其外畠山以下をば、推しからめて一口に秩父武者といへるなるべし。かく解釋する時は、愈々河越氏の當時武藏に於て優越なりし家柄たりし事を窺ふに足れり。

されど今暫く其を置くとしても、河越氏の高家たりしに異論無く、高家は又黨の者等より上に在りし事明なれば、更に進で高家と黨との關係情態を考ふべし。高家とは、其地に由緒深く身柄高き家柄を云ひ、大抵當國守介の子孫なり、中世以來、東國守介等其國の政事に携はりし者の子孫は、其父祖の任地に落ち留り、やがて土着して豪族となり、祖先の餘光に因りて、其地方人民を臣僕の如く看做し、地方人民も亦其祖先の恩威に服し、之を尊敬して高家と稱す。黨の者等とても、其家は大なる相違はあらざりしかども、祖先を去る年代遠く、其餘光薄き輩か、否れば守介迄の位置無かりし者の子孫などにて、祖先は多く文官なりしかども、八百里の荒野の中に、馬を走らし鳥獸を逐ひて、弓矢を執りて成長せるが故に、後世遂に武人となり、土民に同じからざれば、世に之を武門武士と云へり。各由緒ある者なれば、皆祖先の名跡を續ぎ、各々所謂名田ミヤウデンを所帶し、其名田多き者を大名を云ひ、少き者を小名と云ふ。

其最も少き者は、僅に一所懸命の所帯を有するに過ぎず、所謂名主にて、一箇村の長たるに止まるが如き者もあり。高家は大名なり、黨は小名なり。但黨にも亦大小ありて、一樣ならず、譬へば兒玉の黨の如きは、兒玉郡を本據とし、他郡にも入り、及國境をも越えて、上野の國に及び、群馬郡の倉賀野大類にまで入り込みし程なりしも、又丹の黨の如き、武藏には尤も古き縁故ありながら、其古かりしが故に反て先祖の餘光は益微弱なりしなるべし、尤も小さく且つ最北端なる賀美郡に楯籠り、(今賀美郡は兒玉郡に合併)郡内にて又一黨數氏に分れ、各由緒ある名田を所帯し、僅に各名主として土着し居たりしが如き者無きに非ず。されば黨人には、郎黨ありとも多からず、甚しきは郎従の無きもありしなるべし、自然主人自身に武藝を勵み、子弟に率先して、功名手柄を顯はし、名を揚げ家を興さんと心掛けしが多かりしなる。高家なりとて、此心掛は變らざれども、名田多く、所帯も廣ければ、郎従もあまたにて、譬へば畠山氏の如き、男衾郡を本據ながら、其居館は北企郡に在り、郎従に榛澤六郎あり、是其の所帯は男衾比企榛澤三郡に跨り居り事明なり。されば重忠の如き、其人自身も勇力の士なりしかとも、相従ひし家の子郎黨數十百騎に及び、それが又皆主人を大事とかばひつく戦ひなるに、黨の者としては、悲い哉、然る事能はず。熊ヶ谷直實は私の黨の旗頭と云はれながら、一の谷にては一騎打の剛の者、郎従とては更に無く、馬飼口取位は居たらんが、物の用になるべき程の者は、一子小次郎一人を具したるに過ぎず。是當時の高家と黨の者共との差別なり。されば普通黨と黨との争に於ては、黨中の剛の者を掛

して、旗頭として先頭に立たせ、此に因て懸引きを定められたれども、鄰國人と戦ふ場合に在ては、各本國人の名を惜み、武州人は武州人一致し、郎従多き高家を大將として、敵に向ひし者の如し。されば畠山重忠が相州に出陣して、小坪に戦ひし時も、河越江戸畠山打揃て、三浦の衣笠城を攻取りし時も、相従ひし軍兵は皆七黨の剛の者なりき。唯々其時所見を異にして、之に従はざりしは、同じ高家の豊島葛西の父子兩人のみ。

かゝる時勢なれば、高家と黨とは、本主従の關係ありし者ならねど、黨の方針は、やがて高家に従ひし例多く、年來深き間には、自然主従關係となりたるもありぬべし。宇都宮の紀清兩黨の如き、後には宇都宮氏と主従關係となれるが如し。されば東國に爲す事有らんとする者には、高家を手に入るゝと、入れざるとに因て、事の成敗難易あり、是ぞ此企禪尼夫妻が婚姻を河越氏に結び、頼朝が武藏に入りて、河越江戸畠山等が、平氏に與みし、衣笠城を攻め、三浦大介を打取りたるにも拘はらず、其罪を赦して降参を納れ、更に江戸太郎重長をして武藤の國務を執らしめられし所以なるべき。是に於て七黨の者等も、秩父家なる高家に従ひ、皆源氏に味方し、平家に背きて、此輩よりやがて日本一の剛の者と歌はるる者も出て來る事となれるなり。

且や河越重頼の如き、源家に怨ある者に非ず、唯に怨あらざりしのみならず、其妻は實に頼朝が乳母たりし此企禪尼の女にて、禪尼は兼て其女を通して、頼朝に心を寄すべき事を勧めしめたりけり、重頼

は武藏に於ては高家の主人、安達盛長の如く、身を軽くして、浪人なる頼朝には、表向きて奉公なるべき者ならねば、從來必しも其勸に従ひたりとも見られなど、今は此君にこそ忠誠を盡す可きなれとは、思ひなりけん、頼朝に於ても、大介を打取られしこそ恨なれ、禪尼が心盡しも仇にし難し、其上此人秩父家の總領、七黨の總大將とも推さるゝ人なれば、之を赦して武州の豪傑を使ふに如かずといふ心にもなりにけん、又畠山重忠は、當年僅に十七歳の若武者、武藝と云ひ、力量と云ひ、人品骨柄適れの者、三浦を攻めしは、此者こそ發頭人なれども、物の役には立つべき面魂、まだ定まりたる妻もなければ、やがて北條に勵めて其女を嫁がせ、其身相婿となりて之を親しみけん。さすが頼朝は鎌倉覇府の創立者、豪傑を見る眼、之を御する手胸襟を開て之を容るゝ腹は、一段と諸人の上に在り。萬事かくの若くなりしかば、武藏の七黨は無論の事、遂に關東八州の豪傑皆従ふの勢となれりと覺えたり。

由來頼朝は深刻寡恩の人の如く、世に看做され言ひ做され居れども、其實將に將たる伎倆を備へたりし人なるべし、單に瞞着手段をのみ以てしては、群雄を統御し得べくも思はれず、況や殘忍酷薄を以てするをや。其の從弟なる義仲を滅し、女婿なる其子義高を殺し、後には同胞にして功高き義經義範迄を誅したれば、寡恩と云はゞ云はるべきも、是唯寡恩なりしか故に黙りしには非ず、己が地位を争はんとする氣勢ある者には、一毫假借する所あらざりしのみ。されば其嫌無き者に對しては、思ひの外に寛大なり、重衡中將は敵の大將なれども、既に虜となりて關東に下り着けば、美人を遣りて之に侍らせ、萬

に對して情あり。殊に池の尼の恩義には、深く感謝する所ありて、其子なる池の大納言頼盛一派に對しては、平家の一門ながら、敵とは看做さず、其の所領莊國には、功臣たりとも、一指を觸るゝ事を許さず。是に由りて之を言へば、寧ろ厚恩の人とも謂つべきなり。

頼朝はかゝる氣性の人なれば、其身の乳母の恩に對せしは、更に一層深く、宇都宮朝綱八田知家は乳母子なり、小山朝政結城朝光は乳兄弟の子供なり、されば高恩を加へて之を信任し、其の子弟をして我が寢處の内までを守らすに至れり。況や比企の禪尼は、其幼かりし程の乳母たりしのみならず、三十年流浪の後迄も、自身にも貢ぎ、女孺しても奉公せしめ、露怠り無かりし者なれば、既に鎌倉の主となりては、大に之を報ゆる所無かる可らず。さて先づ尼を武藏より呼び出し、鎌倉に大宅を構へて之に住はせ、養子能員には、知行を多くし、宇都宮小山にも劣らぬ、大名とし又尼か三女伊東九郎の妻は、祐清平家に義理立てして、北陸道にて義仲と合戦討死して、寡婦となりてありしかば、之を憐み思ひて、同族にして最も親みある平賀義信に嫁がしめて保護を興へ、更に尼が孫どもをも、長女の生める安達盛長が娘をば、弟範頼が妻とし、次女が生める河越重頼が娘をば、義經が妻とし、比企氏の一派を視る事、殆ど我が一族の如し、後來島津忠久の日隅薩三州の守護とせられしも、亦唯々尼が孫といふより出てたり、さて又頼家が生れし時も、尼が先蹤を追て、重頼が妻を乳付に擇ひしは、正しく尼が次女たりしが故に外ならず。吾妻鏡壽永元年八月十二日に、酉尅御臺所男子御平産云々、戊刻河越太郎重頼妻比企依召參入、假

御乳付とあるは是なり。

かゝる事に因て河越重頼は、唯に其身の罪を赦されしのみならず思はぬ面目を施し、且又頼朝の命に因て、將軍の縁家となる事を得たり。吾妻鏡元暦元年九月十四日に、河越太郎息女上洛、爲相嫁源廷尉也、是依武衛仰、兼日令約諾云々、重頼家二人、郎從三十餘輩從之首途と見え、武衛は兵衛佐頼朝、廷尉は九郎判官義經なり、是將軍の御聲かゝりに因て、此婚姻は行はれしにて、吉見系圖に、比企禪尼聳藤九郎盛長、武州足立郡給、盛長女、範頼之内室給、二番目壻河越重頼、武州多磨郡給、重頼女、義經内室給と云へるに考へ合ひても、其河越氏に厚かりし事知るべきなり。是全く頼朝の報恩の餘澤の及ぶ所なれば、河越氏たる者いかでか感奮せざるべき、益々忠誠を誓いて、其指揮の及ぶ所に於ては、將士を督勵して、將軍の爲に奮闘せしめしは、論無き事なるべし。

河越氏の源義經と縁を結びしは、かゝる事情の下に於てし、其婚儀は元暦九年九月以後に在りしかども其所謂る兼日の約諾は、義經が出陣の前に在りつらん。河越重頼父子は、始より此壻料ムコガネなる義經をば、私の君と戴きて、同族をも語らひ、喜びて此手に隨ひなる者と覺しく、源平盛衰記範頼義經京入事に、搦手の大將軍ハ、九郎冠者義經云々、畠山次郎重忠、河越大郎重頼、子息小太郎重房云々と見え、平家物語には、河越父子を載せぬもあれど、以下院參其他の文に、此父子の名屢々見えて、隨ひ行かざりし理無く、且院參の時重房は十六歳なり、最初出陣の時、鎌倉殿に評定あり、十五六歳は年若し、十七歳以上は出陣

すべしとありて、熊谷直實は、其子小次郎を十七歳と申立てらしめて、隨身したりし事あり、重房も十五六歳にて出陣許さるまじければ、それと同じき事情ありて、父に具せられて上りしなるべし。又盛衰記源氏勢沙事に、搦手ノ大將ハ九郎義經、相從輩ニハ云々、河越太郎重頼、同小太郎茂房云々、「重房茂房は同讀通用にて同人なり、澀谷重助を澀谷重資に作れるが如し、皆別人に非ず。此文も平家物語には此父子を載せぬ者あり、甚しきは追手の大將軍範頼が手に附けたるもあれど、畢竟は河越氏と義經との關係に暗きより、記載の一致せざる者にて、義經と河越氏との關係明なる目よりは、之を見逃がし得ず。大抵平家物語は、河越父子を載せぬが多き中に、唯南都本平家物語義經西海へ赴く事を語り所にのみ、「義經南海道へ赴テ、西海へ渡ラントス、相隨兵ニハ云々、侍大將ニハ云々、河越重頼同重房云々」とあり、盛衰記には反て之を載せず、されど其事無しとはあらず、文の漏れたるなり。されば其後も常に小本郎重房の事見えたり。大抵是より後重頼は必しも隨ひたりとも、見えねども重房は義經の往く所に隨はざる事なく、盛衰記にも、平家物語にも、其名屢々見えたり。

重房が義經に隨身せる記載の詳細なるは、盛衰記義經院參事を最初にて、其關東へ下るまで、殆ど義經と終始を共にし、影身に添はざる事なし、院參の文に、「大膳大夫業忠、築地ニ登テ世間ノ作法ヲ見ケレバ、武士六騎馳參セリ云々、赤地錦ノ直垂ニ、萌黄ノ唐綾ヲ疊ミ、紅ニ威アル鎧着テ、鍬形ノ兜、下人ニ持セテ後ニアリ、金作ノ太刀帶タルハ、鎌倉兵衛佐頼朝舍弟九郎義經、生年二十五歳云々、(此間島

山重忠澁谷重助兩人省略) 蝶丸ノ直垂ニ、紫下濃ノ小鎧ハ、同國住人河越太郎重頼ト名乗、子息小太郎茂房、生年十六歲ト云(此下梶原景季佐々木高綱兩人省略、但此文少し誤れり、前に武士六騎と云ひつ、七人を擧げたり、且他ノ六人は武装を擧げたるに、茂房に之を云はず、又他の六人に年齢を云ひたるに、重頼に之を云はず、故に重頼の下に、ト名乗の三字あるは衍文にて、茂房生年十六歳の文の下にあるト之の二字を、ト名乗ノ三字に改むべし、かく改むる時は、蝶丸云々の服装は、重房の服装となり、重頼の年を云はざるを其理なり、又六騎の數にも合へり、此六騎は皆若武者にて、父兄ありし者なれば名乗には皆其父兄の名を擧げし迄なり、一人の父兄も院參せしに非ず、誤なる事明なり、又相模國住人なる澁谷重助の次に、同國住人河越と云へるも誤なり、河越は武藏なる事勿論なり)とあり。之を記載の始にて、其後處々に重房の名は見ゆれど、大方重頼の名は見えず、父は早く東に下りたれども、子は何方までも隨身せしなるべし、さて又盛衰記屋島内府子副將亡事に、大臣判官ニ宣ケルハ、虜ノ中ニ八歲ニナル小童ハ、宗盛ガ末子ニ侍ル云々、此兒ヲバ判官ノ兄公ニ河越小太郎茂房預テ置奉ル云々とあるが記載の終にて、平家物語にも此事を記して、かく云へり、重房宿所ニ歸テ、二人ノ女房共ニ云ケルハ、大臣殿は明日關東へ下向候、重房も御供ニ罷下候間、若君ヲバ京へ留メ置、惟義ガ手へ渡參セ候ベシ云々とありて、重房一足後へ残りて、是等の跡始末を承け玉はりて、萬事畢りて關東へ下りしなるべし、是より後の事見えず。吉記文治元年五月十日に、上總入道忠清ヲバ、姉小路川原ニシテ、河越小太郎茂房首斬、遂ニ遁ザリ

ケルニ、命ヲ惜テ降人ニナリテ、斬ラレニケルコソ無慘ナレとあり。義經の宗盛を率て下りしは五月七日なれば、四五日が程後れて、義經が爲残したりし事共爲終て、跡を追ひたるなるべし。かく河越小太郎は平家追討に、忠實に義經を助けて終せるは、云ふ迄もなく、義經は他人に非ず、唯々其姉婿なりしが故なり。

かく河越氏は、義經の手に父子共隨ひし事明なるのみならず、一族大方引率して隨ひしなるべく、盛

衰記源平侍其軍事

に、武藏國住人河越三郎宗頼、目ノ前ニ射ラレテ引退といふ事見ゆ、宗頼は三郎なれば、重

頼が弟なるべし。更に之を推して言へば、河越畠山も同族なり、畠山重忠が義經の搦手に隨へるも、亦

一にはさる故なりとも見られざるに非ず。盛衰記源氏勢沙事に、畠山ハ元ハ九郎義經ニ打具シテ、宇治川ヲ渡

タリケルガ、京ニテハ蒲冠者ニ伴ケリ、今度一谷へ發向ニハ、畠山又範頼ノ手ヲ引分テ、五百餘騎ニテ

義經ニ屬ス、其故ハ梶原、兵衛佐殿ノ氣色誇シテ、諸國ノ侍共ヲ手ニ握リ、我儘ニト振舞ケレバ、景時

ニ下知セラル、事目醒シク思ケル上、蒲冠者ノ軍將ノ様、九郎御曹司ニハ、雲泥ヲ論シテ劣リ給ヘリト

テ、搦手ニゾ附ニケルとありて、畠山が義經に附けるは、他にも理由はあれども、想ふに我も武藏に於

ては高家なり、梶原も相模に於ては高家なるべし、高家同志の勝り劣りなきに、梶原如きに下知を受く

可さかは、それに重忠は剛直の人、景時が主君の寵を恃みて我儘なるに快からず、まして大將軍は雲泥

の相違なり、京にて戦せぬ程は、さてもありぬべし、いざ合戦となりては、此大將の下に、梶原が下知

を聞かん事思ひも寄らず、九郎殿は大將柄もよし、我か同族河越氏の私の君、若かず之に随ひ參らせんにはとの意も籠りしなるべし、されば重忠が義經に附けるは、自から其故あるべくぞは思ふ。但同族なりとて、始より意見を異にせる者は、一致すべくもあらねば、稻毛三郎榛谷六郎の如きは、同族なれども此手に屬せず、其性行の同からざるが故なるべし。重頼重忠の心は、大抵一致せしが如し。

かく義經に心を傾けし者は、武藏に於ては、河越氏を随一とし、之に次ぐ者は畠山氏とす、此二氏は共に秩父族にして其意旨が一致すれば、武藏の七黨は、自から之に追隨すべきが其例にて、遂に黨の者等は、一人も範頼に従へる者なく、皆義經に従へり、之を指導せし者は、恐らく重頼重忠兩人の力なるべし。されば義經の搦手の軍は、武藏の國の此輩を主力として、之に加ふるに、相模國若殿原、和田義盛を始として、土肥澁谷の老輩に至ても、同國人ながら、梶原が下知に快からざる所ありて、皆義經に歸したれば、此手付の兵大方武相の勇士なりき。試に盛衰記平家物語等を取て、其精彩なる合戦を見るに、多くは七黨の武者、然らざる者も、大抵は武相人の高名手柄なり。當時の諺に、關八州は天下に敵す、武相二州は八州に敵すと云はるゝ程なるに、其大將軍は精悍無比なる九郎義經なれば、此合戦何より痛快なりしなるべく、下知無くとも、火にも水にも飛び込まんとする兵を、下知して水火に向はする事なれば、鴨越も何の物かは、一萬餘騎の搦手の勢は、五萬餘騎の追手の兵より目醒ましく見えしも道理こそ。

かゝる搦手の勢の勇ましさは、正しく武相二州の若殿原や、老功武者の意氣に待つ所多かりし者なれば、義經軍の面目は、武相の兵に因て揚れりと謂つ可く、吾妻鏡に之を記して、源九郎先引分殊勇士七十餘騎、著于一谷後山^{越三鴨}云々、熊谷小次郎直家被疵、季重郎從天亡、其後蒲冠者并足利秩父三浦鎌倉之輩等競來、源平軍士互混亂、白旗赤旗交色云々とのみありて、詳細なる事は知られねど、是のみ見ても、殊勇士は優秀なる勇士の義、其面々は、大抵武相の豪傑にて、直家が一子、季重は平山武者所、皆武藏の黨の人々なり、此輩一の谷の先陣して、或は自身に手を負ひ、或は郎從を打れしにて、極て手痛き合戦なりし事論なく、盛衰記には、高家ニハ秩父足利三浦鎌倉武田吉田、黨ニハ小澤横山兒玉黨、猪股野與山口ノ者共、我モ我モト白旗サ、セテ、十騎廿騎百騎二百騎、入替々々、劣ジ負ジト戰ケレ云々」長門本平家物語ニハ、秩父足利武田三浦鎌倉ノ輩、小澤横山吉田猪股野與山口兒玉丹ノ黨ノ者共、五騎十騎三十騎五十騎百騎二百騎ツ、馳寄々々、我モ我モト蒐入ケリなど書き、下野甲斐の軍も加はりたるは論無けれど、猶武相の兵を主力にて、就中武藏の七黨の者共の働き目醒しかりしは、諸文の一致せる所なるを以て之を察すべし。吾妻鏡は源家の記録なれば、足利氏を第一に置きたれども、其他は皆秩父を第一とす、其事功勞の著しかりし知るべきなり。而も其秩父とは何氏を指すかと云へば、此軍に從ひしは河越畠山二氏の外に、聞く所なければ、河越畠山の兩氏なりといふを正解とす。果して然らば義經の功は、河越畠山二氏に負ふ所多く且つ大なりきと謂はざれるを得ず、何とならば、河越畠山二氏の

自から郎従を率て戦ひたるが、功勞たるのみならず、七黨の勇士を此方面に指導主たる功績更に多ければなり。是乍併一には河越畠山二氏等が、頼朝が優容寵遇に酬いし所以にして、頼朝が此輩を優容寵遇せしが、是に於て大に意義ある者となれりと謂ふべきなり。

さはさりながら、禍福は糾^{アツナ}へる纏^{ナハ}の如く、狡兎死して走狗烹らるゝ諺の通り、義經拔群の功は、反て頼朝猜義の種となり、九郎は恐ろしき男よと思ひ染ましめ、梶原等が讒言の入るべき因となりて、功高くして責深く、其身は腰越まで下りながら、鎌倉には足を容るる餘地無くて、申開きも聞入れられず、對面協はず逐ひ返され、やがては討手を差向けられ、側杖は河越氏に當りて、手足となりて働きたりし甲斐も無く、將軍の弟と縁を結びし冥加の報は、反て縁坐となりて、河越父子は、此外何の謂はれも無く誅せられしこそ是非無けれ。唯重忠は九郎に少しの縁もなく、北條氏の壻として、政子御臺の力もあり、固より忠實の士にてもあり、何方よりも信用ありて、何の嫌疑も受けざりしげなりしかど、是より秩父家の本宗なりし河越氏は遂に衰へて、殆ど聞ゆる所なく、畠山氏は朝朝在世の内は繁昌して、殆ど秩父の宗家の如く看做さるゝに至れり。

されど義經は猶河越氏に感謝する所深かりしなるべし。若殿原の習として、美色を好み、婦人に耽るは、義經も其數には漏れず、敵方たりし平大納言時忠が婿となり、又磯禪司が娘なる白柏子の靜をも寵愛し、十二人の北方ありなど云はれたれど、本妻たりし河越氏は動く事なく、殊に靜は傍を片時去る事

無しとて、京に其身を置き所なく、吉野山にさまよひ入るまで、具して行きつる者なれども、いざと云ふ日は振り棄て、行方を暗したれども、諸國を流浪し、幾多の難關を踏み越え、姿を變へ様をやつして、僅に奥州に入るの境界に立つ迄も、手に手を取りて走りし者は、唯々一人の重頼が娘河越氏にてこそありけれ。想ふに義經は、此妻をば見棄て難き義理もあるべく、振棄て難き情もあるべし。されば河越氏も、夫義經と、辛苦を共にし、死生を一にし、死出の山、三途の河をも、諸共に越え、偕老同穴の契、遂に空しからざりき。吾妻鏡文治三年二月十日に、前伊豫守義顯日來隱住所に、度々遁追捕使害訖、遂經伊勢美濃等國赴奥州、是依侍陸奥守秀衡入道權勢也、直具妻室、男女皆假姿於山臥竝兒童等云々、又文治五年閏四月卅日今日於陸奥國、泰衡襲源豫州、是且任敕、且依二品仰也、豫州在民部少輔基成朝臣衣河館、泰衡從兵數百騎、馳至其所合戰、豫州家人等雖相防、悉以敗績、豫州入持佛堂、先害妻廿子女子、次自殺云々とあるは、其事なり、義顯は義經にて、時の攝政藤原兼實の次男良經と同讀なるが故に、此名然る可らずとて、之を避けしめて名付け變へなるなり。

又頼朝に於ても、一時義經の縁坐に因て、重頼父子をも誅し、其所領をも沒收したれど、此は是騎虎の勢にて、靜に其本に立ち反りて考ふれば、比企の尼に報んとせし好意の、反て仇となりし者、河越氏をばさしも憎むべきにはあらず、之を誅せしは全く本意無き事なり、且は武藏の名家にもあり、又其妻は尼が娘にもあり、我が子の乳母にもあれば、之を情無く取扱ふ可きには非ず。さて其所領は沒收した

れども、猶其本領たる河越家をば、其妻に與へて、老母をも含育せしめられたり。(吾妻鏡文治元年十一月二日に、今日河越重頼所領等被收公、是縁爲義經縁者也、其内伊勢國香取五ヶ郷、大井兵三次郎實春賜之、其外所者、重頼老母預之、又下河邊四郎政義同被召放所領等、爲重頼聳之故也と見え、又文治三年十月五日、河越太郎重頼依伊豫前司義顯縁坐、雖被誅令憐愍遺跡給之間、於武藏國河越庄者、賜後家尼之處。名主百姓等、不隨所勘之由。就有風聞之説、向後云庄務、云雜務、一事以上、可從被尼下知之由、所被仰下也とも見ゆ。今此兩文を合て考るに、文治元年の文は、少し行き付かぬ處あり、重頼の所領の收公の事のみありて、重頼の誅せられし事を云はず、三年の文には、明に雖被誅とありて、盛衰記に云へるが如く、又父子俱に誅せられし事も、盛衰記の文の如くなるべし。故に文治元年十一月以後に、重房の名を聞かず。されば三年の文には、令憐愍遺跡給と見ゆるにて父、子俱に誅せられしに因て、遺跡全く絶ゆべくなれるを憐み思はれたりとの事と知られたり。又元年の文に、重頼老母預之とあるも、恐らく重房老母の誤にて、三年の文に後家尼とあるに同かるべし、重頼の後家なる尼、即ち重房が老母にて、重頼が老母にはあるべがらず。かく解する時は、元年の文の其外所者とあるは、伊勢國五ヶ郷の外なる本領にて、即ち三年の文の武藏國河越庄を指す、香取五ヶ郷は、想ふに平家追討の賞に、新しく加増せられし知行なりしを、其は召上げられて、本領丈を安堵せしめられしなるべし。若し此兩文を別々に解する時は、河越庄を後家尼に與て、其外所とは、何地を指すべきにや、且つ元年に老母にの

み知行を與て、後家には與へざりしか、又後家に河越庄を與へしは、何時の事か、頗る不分明の文となる、故に余は此二文を一事として解釋せんとはするなり。又頼朝の可憐と思ふ所は、禪尼が娘なる重頼が妻に於て深かりしなるべければ、若し重頼が老母生き長らへてありとも、知行は妻に與へて、其姑なる老母をもはぐしますべき理なり。(下河邊政義は、下河邊行平の弟にて、治承四年に、兄行平と俱に志田三郎先生義廣を敗りし一人なれば、義經より年少しとも思はれず、義經の妻の姉婿などなるべし)されど河越氏は遂に聞えずなりぬ。世にはかゝる思ひ設けぬ事のある者にて、頼朝は露も河越氏を何如にせんといふ心ありしにもあらざりしかど、義經は河越氏の力に依りて、功名手柄益々揚り、此が爲に反て身を誤り、河越氏は之に因りて、頼朝に誅せられ、河越氏遂に滅びたり。

かくて其後、畠山重忠、忠實の士にて、頼朝一世は信任せられしかど、是も亦思ひ掛けもなく、同族なりし稻毛三郎の讒言に因り、罪無くして誅せられ、唯々其妻は北條氏なりしかば、此も亦本領は妻に預けられて、没收せられざりしかど、やがて足利家の岩松義純を婿に入れて、名跡を繼がせられぬ。是より畠山氏は二派に分れ、平姓なる秩父系の畠山氏は衰へて、有れども無きが如くなり行き、源姓なる足利系の畠山氏は、全く北條氏の部族の如く、後足利尊氏の興るに及び、同族なりしが故に、信親せられて、其家幸を管領し、遂に三職の一と謂はるゝに至れり。されど是本系の畠山氏に非ず。其餘の秩父系なる江戸豊島其外諸氏も、大抵河越畠山兩氏の衰ふるに俱に衰へて、後世終に振ふ者なし。而るに安

達藤九郎盛長は、頼朝父子三代の老臣として、鎌倉覇府の重鎮となり、尼將軍にも覺え目出度、子孫大方無難に過ぎて、後には北條氏と婚姻の家となり、世々甥舅の間柄となりしかば、北條氏と運命を同くし、鎌倉一代に於ては、北條族の外には、之と肩を並ぶる者少かりき。是安達氏の河越氏より立ち勝りて見ゆる所以なり。

因ニ言フ、昨年發行史學第五卷第一號小生所論の曾我物語は無稽の小説の内、尼將軍政子の薨年月に誤脱あり、嘉祿元年十一月薨とあるは、嘉祿元年七月十一日薨の誤脱なり、當時校正の際見落しなる者なれば、今此に校訂す、覽者勿怪、

昭和二年一月

中 島 辣